資料270-4

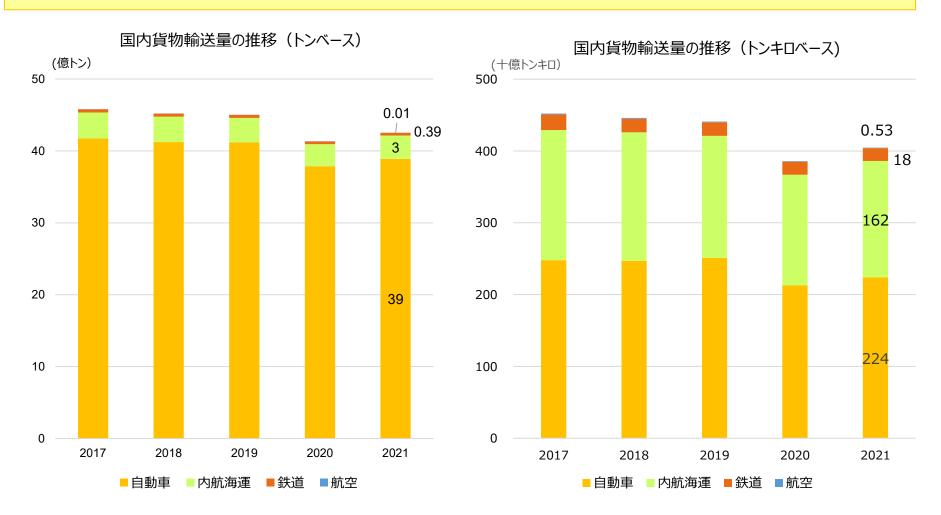
物流の現状について

国土交通省 物流・自動車局 物流政策課



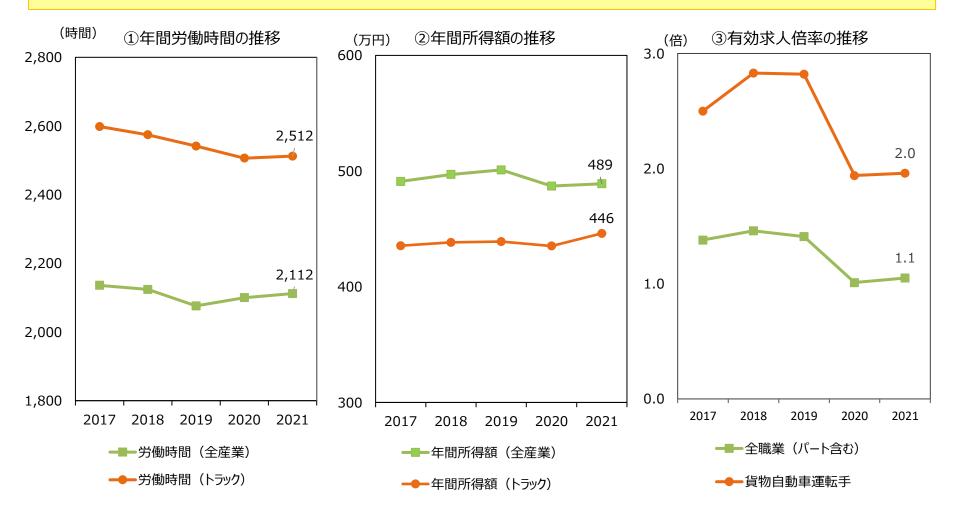
物流業界の現状

- 物流は国民生活や我が国経済を支える社会インフラであり、物流業界の営業収入の合計は 約29兆円(全産業の2%)、従業員数は約226万人(全就業者数の3%)。
- 国内貨物のモード別輸送量はトンベースで自動車が9割超、トンキロベースでは自動車が約5割、 内航海運が約4割、鉄道が5%程度。



トラックドライバーの働き方をめぐる現状

- トラックドライバーを全産業を比較すると、年間労働時間は約2割長く、年間所得額は約1割低く、 有効求人倍率は約2倍。
- トラックドライバーの長時間労働の主な要因としては、**長時間の運転時間、荷待ち時間、荷役作業等**が挙げられる。



出典:①②厚生労働省「賃金構造基本統計調査」から国土交通省自動車局にて作成、③厚生労働省「一般職業紹介状況」から国土交通省自動車局にて作成

自動車運送事業における時間外労働規制の見直し

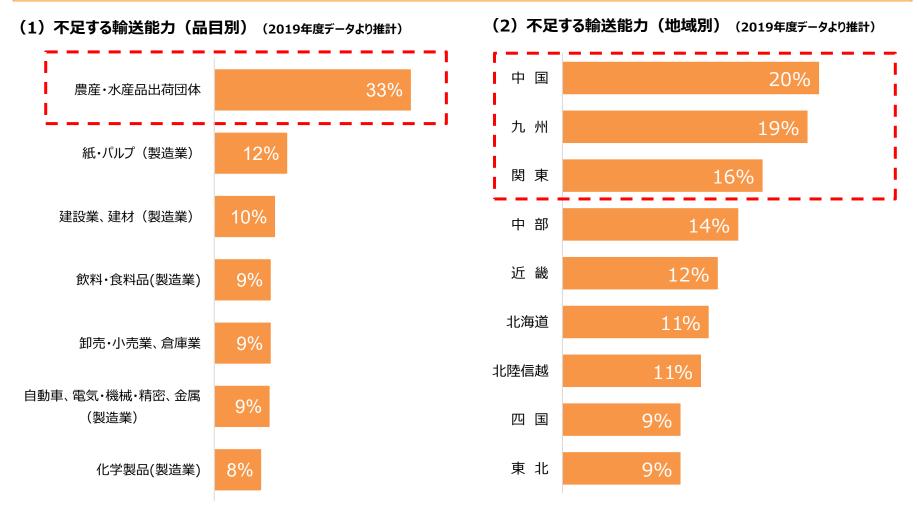
平成30年6月改正の「働き方改革関連法」に基づき、自動車の運転業務の時間外労働についても、法施行(平成31年4月)の5年後(令和6年4月)より、<u>年960時間(休日労働含まず)</u>の上限規制が適用される。併せて、厚生労働省がトラックドライバーの拘束時間を定めた「改善基準告示」(貨物自動車運送事業法に基づく行政処分の対象)により、拘束時間等が強化される。

〇主な改正内容

	現 行	令和6年4月~
時間外労働の上限 (労働基準法)	なし	年960時間
拘束時間 (労働時間+休憩時間) (改善基準告示)	【1日あたり】 原則 13時間 以内、最大 16時間 以内 ※15時間超は1週間2回以内	【1日あたり】 ・ 原則 13時間 以内、最大 15時間 以内。 ・ 宿泊を伴う長距離運行は週2回まで16時間 ※14時間超は1週間2回以内
	【 1ヶ月あたり】 原則、 293時間 以内。ただし、労使協 定により、 年3,516時間 を超えない範 囲内で、 320時間 まで延長可。	【1ヶ月あたり】 原則、 年3,300時間、284時間 以内。ただし、 労使協定により、 年3,400時間 を超えない範囲 内で、 310時間 まで延長可。

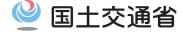
労働時間規制等による物流への影響

- 具体的な対応を行わなかった場合、**2024年度には輸送能力が約14%(4億トン相当)不足** する可能性。
- その後も対応を行わなかった場合、2030年度には輸送能力が約34%(9億トン相当)不足する可能性。

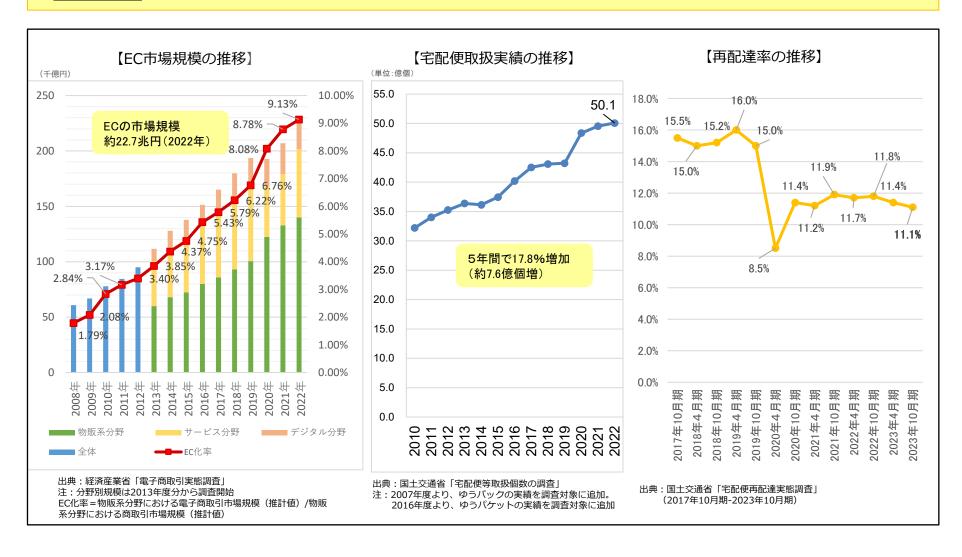


出典:持続可能な物流の実現に向けた検討会中間とりまとめ(2023年2月)より抜粋

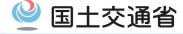
再配達率等の推移



- 宅配貨物の不在再配達は新型コロナウイルスの感染拡大前においては全体の約15~16%程度発生。
- 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛要請等から宅配便利用者の在宅時間が増加し、1回での受け取りが増えてはいるものの、物流分野における労働力不足が懸念される中、今後もEC市場の拡大が見込まれることから、再配達を削減し、物流を効率化することが必要となっている。



「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」について



- 荷主、事業者、一般消費者が一体となって我が国の物流を支える環境整備について、総合的な検討を行うため、令和5年3月31日に「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」を設置。
- 同年6月2日に第2回を実施し、商慣行の見直し、物流の効率化、荷主・消費者の行動変容について、抜本的・総合的な対策をまとめた「物流革新に向けた政策パッケージ」を決定。



<構成員>

議 長 内閣官房長官

副議長 農林水産大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

構成員 内閣府特命担当大臣

(消費者及び食品安全担当)

国家公安委員会委員長

厚生労働大臣

環境大臣

※上記のほか、公正取引委員会委員長 の出席を求める。

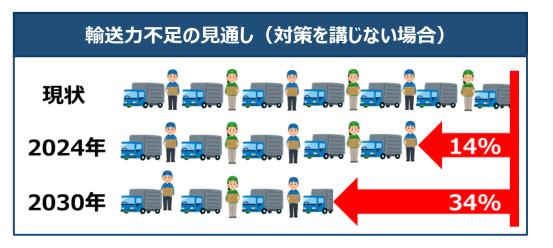
■総理指示(令和5年3月31日)

- 物流は国民生活や経済を支える社会インフラですが、担い手不足、カーボンニュートラルへの対応など様々な課題に直面しています。物流産業を魅力ある職場とするため、トラックドライバーに働き方改革の法律が適用されるまで、明日でちょうど1年となります。
- 一方、一人当たりの労働時間が短くなることから、何も対策を講じなければ物流が停滞しかねないという、いわゆる「2024年問題」に直面しております。
- これに対応するため、荷主・物流事業者間等の<u>商慣行の見直し</u>と、物流の標準化や DX・GX等による<u>効率化の推進</u>により、物流の生産性を向上するとともに、荷主企 業や消費者の<u>行動変容</u>を促す仕組みの導入を進めるべく、抜本的・総合的な対応が 必要です。
- このため、物流政策を担う国交省と、荷主を所管する経産省、農水省等の関係省庁で一層緊密に連携して、我が国の物流の革新に向け、政府一丸となって、スピード感を持って対策を講じていく必要があります。
- そこで、1年以内に具体的成果が得られるよう、対策の効果を定量化しつつ、<u>6月上</u> 旬を目途に、緊急に取り組むべき抜本的・総合的な対策を「政策パッケージ」として 取りまとめてください。

「物流革新に向けた政策パッケージ」を決定(令和5年6月2日)

物流革新に向けた政策パッケージ(ポイント)

- 物流は国民生活や経済を支える**社会インフラ**であるが、担い手不足、カーボンニュートラルへの対応など 様々な課題。
- さらに、物流産業を魅力ある職場とするため、トラックドライバーの働き方改革に関する法律が2024年4月から適用される一方、物流の停滞が懸念される「2024年問題」に直面。





「政策パッケージ」の構成

- 1. 具体的な施策
- (1) 商慣行の見直し
- (2)物流の効率化
- (3) 荷主・消費者の行動変容
- 2. 施策の効果
- 3. 当面の進め方

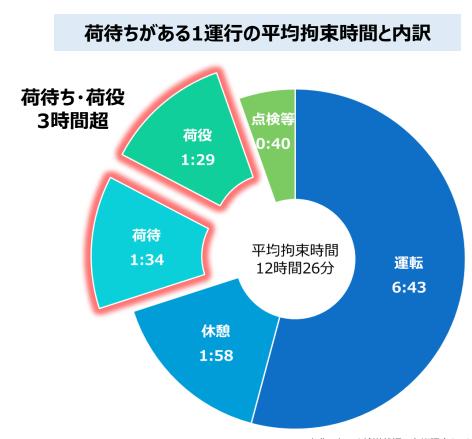
荷主企業、物流事業者(運送・倉庫等)、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための 環境整備に向けて、抜本的・総合的な対策を「政策パッケージ」として策定。



中長期的に継続して取り組むための枠組みを、次期通常国会での法制化も含め確実に整備。

1. 具体的な施策 (1) 商慣行の見直し

- 物流の適正化・生産性向上を図るため、**荷主企業、物流事業者(運送・倉庫等)**の双方において 非効率な商慣行を見直す。
- ① 荷主・物流事業者間における物流負荷の軽減 (荷待ち、荷役時間の削減等)に向けた規制的 措置等の導入
- ② 納品期限(3分の1ルール、短いリードタイム)、 物流コスト込み取引価格等の見直し
- ③ 物流産業における**多重下請構造**の是正に向けた規制的措置等の導入
- ④ 荷主・元請の監視の強化、結果の公表、継続的なフォロー及びそのための体制強化 (トラックGメン(仮称))
- ⑤ 物流の担い手の賃金水準向上等に向けた**適正運賃 収受・価格転嫁**円滑化等の取組み
- ⑥ トラックの「標準的な運賃」制度の拡充・徹底



出典:トラック輸送状況の実態調査(R2)

1. 具体的な施策 (2)物流の効率化

- 物流GX・DX・標準化等により、新技術も活用しつつハード・ソフト両面で物流を効率化する。
- ① 即効性のある設備投資の促進(バース予約システム、フォークリフト導入、自動化・機械化等)
- ② 「物流GX」の推進 (鉄道・内航海運の輸送力増強等によるモーダルシフト、 車両・船舶・物流施設・港湾等の脱炭素化等)
- ③ 「物流DX」の推進 (自動運転、ドローン物流、自動配送ロボット、港湾AIターミナル、 サイバーポート、フィジカルインターネット等)
- ④ 「物流標準化」の推進 (パレットやコンテナの規格統一化等)
- ⑤ 道路・港湾等の**物流拠点**に係る機能強化・土地利用 最適化や物流ネットワークの形成支援
- ⑥ 高速道路のトラック速度規制 (80km/h) の引上げ
- ⑦ 労働生産性向上に向けた利用しやすい**高速道路料金** の実現
- ⑧ 特殊車両通行制度に関する見直し・利便性向上
- ⑨ **ダブル連結トラック**の導入促進
- ⑩ 貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直し
- ⑪ 地域物流等における共同輸配送の促進

- ② **軽トラック事業**の適正運営や輸送の安全確保に向けた 荷主・元請事業者等を通じた取組強化
- (3) 女性や若者等の**多様な人材**の活用・育成

「物流GX」の例

モーダルシフト



EVトラック



太陽光発電



「物流DX」の例

求貨・求車システム



自動運転



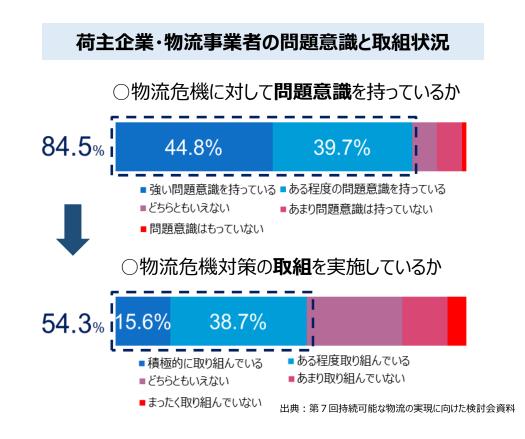
自動フォークリフト



1. 具体的な施策 (3)荷主・消費者の行動変容

● 荷主企業や消費者の意識改革・行動変容に向けて、広報活動にとどまらず、**新たな仕組み**の導入を 含めて取り組む。

- ① 荷主の**経営者層**の意識改革・行動変容を促す 規制的措置等の導入
- ② 荷主・物流事業者の物流改善を**評価・公表** する仕組みの創設
- ③ 消費者の意識改革・行動変容を促す取組み
- ④ **再配達削減**に向けた取組み(**再配達率** 「半減」に向けた対策含む)
- ⑤ 物流に係る広報の推進



2. 施策の効果(2024年度分)

(施策なし)・・・・(施策あり)・・・・・・(効果)

・荷待ち・荷役の削減 3時間 → 2時間×達成率3割 : 4.5ポイント

・積載効率の向上 38% → 50% ×達成率2割 : 6.3ポイント

・モーダルシフト3.5億トン → 3.6億トン : 0.5ポイント

・再配達削減 12% → 6% : 3.0ポイント

合計: 14.3ポイント

※ 2030年度分についても、2023年内に**中長期計画**を策定

3. 当面の進め方

2024年初

・通常国会での法制化も含めた規制的措置の具体化

2023年末

- ・トラック輸送に係る契約内容の見直しに向けた「標準運送約款」「標準的な運賃」 の改正等
- ・再配達率「半減」に向けた対策
- ・2024年度に向けた**業界・分野別の自主行動計画**の作成・公表
- ・2030年度に向けた政府の中長期計画の策定・公表

速やかに

・2024年における規制的措置の具体化を前提としたガイドラインの作成・公表等

2024年初

政策パッケージ 全体の フォローアップ

物流の適正化・生産性向上に向けた 荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン【概要】

2023.6.2 経済産業省 農林水産省 国土交诵省

発荷主事業者・着荷主事業者に共通する取組事項

(1)実施が必要な事項

- ・荷待ち時間・荷役作業等に係る時間の把握・物流管理統括者の選定
- ・荷待ち・荷役作業等時間

- ・物流の改善提案と協力
- 2時間以内ルール/1時間以内努力目標
- ・運送契約の書面化

(2)実施することが推奨される事項

- ・予約受付システムの導入
- ・物流システムや資機材(パレット等)の標準化

・パレット等の活用

- ・共同輸配送の推進等による積載率の向上
- ・検品の効率化・検品水準の適正化・荷役作業時の安全対策 等

2. 発荷主事業者としての取組事項

(1)実施が必要な事項

・出荷に合わせた生産・荷造り等 ・運送を考慮した出荷予定時刻の設定

(2)実施することが推奨される事項

- ・出荷情報等の事前提供
- ・発送量の適正化

・物流コストの可視化

着荷主事業者としての取組事項

(1)実施が必要な事項

・納品リードタイムの確保

(2)実施することが推奨される事項

・発注の適正化

・巡回集荷(ミルクラン方式)

筡

物流事業者の取組事項

(1)実施が必要な事項

〇共涌事項

- ・業務時間の把握・分析
- ・長時間労働の抑制
- ・運送契約の書面化

〇個別事項(運送モード等に応じた事項)

- ・荷待ち時間や荷役作業等の実態の把握
- ・トラック運送業における多重下請構造の是正
- 等・「標準的な運賃」の積極的な活用

(2)実施することが推奨される事項

〇共涌事項

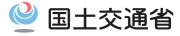
○個別事項(運送モード等に応じた事項) ・物流システムや資機材(パレット等)・倉庫内業務の効率化

- の標準化

- ・モーダルシフト、モーダルコンビネーションの促進 ・作業負荷軽減等による労働環境の改善等
- •賃金水準向上

業界特性に応じた独自の取組

業界特性に応じて、代替となる取組や合意した事項を設定して実施する。





物流革新緊急パッケージの策定(2023.10.6)

- 2023年
 - 3月 「我が国の物流の革新に関する**関係閣僚会議**」を設置
 - 6月 関係閣僚会議において「物流革新に向けた<u>政策パッケージ</u>」を策定
 - 9月 岸田総理と中小トラック事業者等との「車座対話」を実施
 - 10月 関係閣僚会議において「物流革新<u>緊急パッケージ</u>」を策定 (6月の政策パッケージのうち緊急に取り組むべき事項を具体化)
 - **11月** 政府において総合経済対策・補正予算案を決定

(参考) 岸田総理と中小トラック事業者等との車座対話(2023.9.28)



- ●岸田総理が中小トラック事業者の営業所を訪問し、現場視察を行うとともに、 2024年問題への対応に向けた事業者の取組内容や課題等について<u>車座対話</u> を実施。(同行:斉藤国土交通大臣、矢田総理大臣補佐官)
- ●車座対話後のぶら下がり会見において、岸田総理より、**翌週に関係閣僚会議**を開催し、「物流革新緊急パッケージ」を取りまとめる旨の発言。

1. 物流の効率化(1)

○ 即効性のある設備投資・物流DXの推進

物流施設の自動化・機械化の推進

【自動フォークリフト】 【AGV・ピッキングロボット】





港湾物流手続等の電子化の推進 (サイバーポート)

【関係者間でデータ連携し、物流手続を効率化】



自動運転トラックを対象とした路車協調システム等の実証実験



○ モーダルシフトの推進

鉄道、内航海運の輸送量・分担率を増強



コンテナ大型化の推進

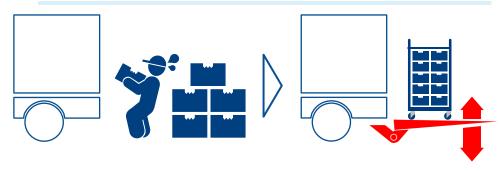


1.物流の効率化(2)

○ トラック運転手の労働負担の軽減、担い手の多様化の推進

テールゲートリフター等、 荷役作業の負担軽減に資する機器等の導入強化

大型・けん引免許取得等のトラック運転手のスキルアップ支援





○ 物流拠点の機能強化や物流ネットワークの形成支援

農産品等の流通網の強化

モーダルシフト等に対応するための 港湾施設の整備等

高規格道路整備等による物流ネットワークの強化や SA・PAにおける大型車駐車マスの拡充等







○ 燃油価格高騰等を踏まえた物流GXの推進(物流拠点の脱炭素化、車両のEV化等)

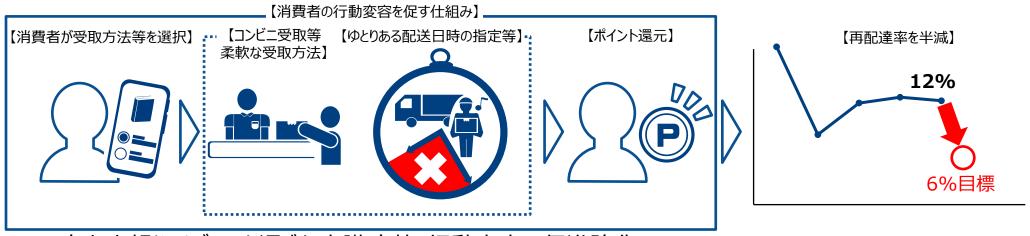
- 高速道路料金の大口・多頻度割引の拡充措置の継続
- 道路情報の電子化の推進等による特殊車両通行制度の利便性向上



2. 荷主・消費者の行動変容

○ 宅配の再配達率の半減に向けた緊急的な取組

ポイント還元を通じた消費者の行動変容を促す仕組みの社会実装に向けた実証事業



○ 政府広報やメディアを通じた意識改革・行動変容の促進強化

3.商慣行の見直し

- トラックGメンによる荷主・元請事業者の監視体制の強化 (「集中監視月間」 (11~12月) の創設)
- 現下の物価動向の反映や荷待ち・荷役の対価等の加算による「標準的な運賃」の引き上げ(年内に対応予定)
 - ・燃料価格等の高騰の状況を踏まえ、運賃表を見直すとともに、荷待ち・荷役作業等の輸送以外のサービスの対価や下請に発注する際の手数料の水準を提示して、引き上げ
- 適正な運賃の収受、賃上げ等に向け、次期通常国会での法制化を推進
 - ・大手荷主・物流事業者の荷待ちや荷役時間の短縮に向けた計画作成の義務付け、主務大臣による指導・勧告・命令等
 - ・大手荷主に対する物流経営責任者の選任の義務付け
 - ・トラック事業における多重下請け構造の是正に向け下請状況を明らかにする実運送体制管理簿の作成、 契約時の(電子)書面交付の義務付け